

## 規制・制度改革に関する分科会第一次報告書（平成 22 年 6 月 15 日行政刷新会議報告）（抄）

## 3. 今後の課題（規制・制度改革全体に対する問題意識）

規制・制度改革については、今後も不断の取り組みを継続することが必要である。

そうした中で、今回のように分科会における特定分野、個別事項についての検討というアプローチは引き続き有効と考えられる。

その一方、分科会での検討を待つことなく、所管府省庁等が自発的に改革に取り組むことがより望ましい対応であることは言うまでもない。

さらには、今回は実施に至らなかった公開討議（規制仕分け）を行うことも、今後の改革の具体的手法のひとつとして活用可能であろう。

また、現在、各府省庁等で規制・制度の自己評価作業を進めているが、そもそも基本的な情報として規制・制度の全体像が常に捕捉可能な状況となっていることが必要である。

当該情報を踏まえつつ、広範多岐にわたる規制・制度の改革について、不断の検討が可能となるようなプラットフォームとプロセスが整備されることが肝要である。

以上のような認識の下、規制・制度改革に関する今後のポイントとして、以下のような点が重要と考える。

## (1) 規制・制度に関する情報公開

各府省庁等の規制・制度の全体像についての十分な情報が開示されていることが、規制・制度改革を体系的に行っていくこと的前提条件と言える。したがって、各府省庁等には一定の基準に従って、所管する規制・制度に関する整理を行い、毎年度公表することを義務づけることが必要である。

その場合、規制・制度の整理の仕方、切り口の基準を共通化することが求められる（例えば、規制の目的、主体、手段等）。

また、毎年度各府省庁等が整理、公表を行うということであれば、「規制制度白書」（仮称）として定例的に刊行することも一案である。

## (2) 改革の視点（背景、問題意識、理由）

規制・制度改革には不断の取り組みが必要なものの、改革の視点は時期や背景によって多様であることが想定される。

したがって、改革の視点についても、折々にコンセンサスを形成しておくことが必要である。

当該コンセンサスを毎年度の「規制制度白書」に明記することも一案であり、その場合には、白書に毎年の改革方針が記載されるイメージとなる。

## (3) 規制・制度改革の推進主体（プラットフォーム）

規制・制度改革の推進主体、プラットフォームをどうするかということも、重要なポイントである。

一義的には所管府省庁等ということになるが、そうした考え方で臨んできた結果として、規制・制度が硬直化し、様々な問題につながってきた経緯がある。

したがって、所管府省庁等とは別途の横断的なチェック体制または組織を設けることも一案である。その場合、今回と同様に、行政刷新会議の下に置かれた分科会を有効活用することも考えられる。

また、今回の分科会の検討過程では実施しなかった公開討議（規制仕分け）も、推進主体の選択肢として想定可能である。

なお、上記は全て規制・制度の改革（廃止を含む）の場合を想定しているが、規制・制度を新設する場合の審査を担う主体についても、同様の考え方で対応することが想定される。

#### （４）改革のための基本原則

規制・制度改革を行うに当たり、具体的にどのような規制・制度を対象にするかを判断するための基本原則を確立しておくことも必要である。

現時点で想定可能なものとしては、第１に「サンセット原則」。一定年限が経過した規制・制度については、必ず継続や改革の要否等を検討するプロセスを経ることとする。

第２に「整合性（合理性）原則」。規制・制度は、特定の政策目的に対する政策手段という関係にあり、目的と手段の整合性、合理性が担保されていなければならない。

第３に「ネットベネフィット原則」。規制・制度にとどまらず、いかなる政策にもプラス面（メリット）とマイナス面（デメリット）が共存している。そうした観点から言えば、規制・制度のプラス面、マイナス面を総合的に評価し、ネットベネフィットが確保されるような内容でなければ、当該規制・制度は存続の合理性に欠ける蓋然性が高い。

第４に「国際標準原則」。各般の規制・制度について、国際標準的な規格や内容が明確に定まっているものに関しては、それに準拠することが必要である。もっとも、その場合でも、国内事情を十分に勘案することが前提となる。国際標準の名の下に特定のステークホルダーの利益に資する内容が規定されることもあることから、「整合性原則」や「ネットベネフィット原則」との平仄を図らなくてはならない。

#### （５）改革プロセスの整備と紛争処理

改革プロセスの整備については、上記（３）の改革の推進主体（プラットフォーム）と関係する。

改革プロセスを所管省庁で担う場合には、①説明責任の厳格化（行政評価法に基づく規制の影響分析＜RIA＞の充実等）、②ノーアクションレターの実効性向上等、改革プロセスの公正性、透明性、有効性、合理性等を担保することに対する工夫が必要である。

分科会で担う場合にも、今回の検討プロセスを参考にして、その公正性、透明性、有効性、合理性等を担保することが必要である。

公開討議を行う場合にも、同様の視点から具体的な運営方法等を検討しなければならない。

なお、規制・制度の内容、改革に係る紛争処理手続の充実も求められる。